【看護小規模多機能型居宅介護】指定申請に係る提出確認票

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　所　名 |  | 指定予定年月日 | 　　　　年 　　月 　　日 |
| 申請担当者職氏名 |  | 申請に関する連絡先 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 提出書類 | 確認 | 注意事項 |
| １ | 指定（更新）申請書 | □ | ○新規申請の場合様式第１号 「指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指定申請書」○指定更新申請の場合様式第５号 「指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指定更新申請書」 |
| ２ | 付表８ | □ | 複合型サービス事業所の指定に係る記載事項 |
| ３ | 履歴事項全部証明書※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要変更あり □変更なし □ | □ | ＊当該事業を実施する旨の記載のある履歴事項全部証明書＊申請日において発行から３月以内のもの |
| ４ | 勤務形態一覧表 | □ | ＊管理者及び従業者全員の毎日の勤務すべき時間数（４週間分）＊確保した従業者のみを記載（仮配置は不可）＊兼務者がいる場合には、兼務先・内容・時間など詳細がわかるように記載従業者の勤務体系及び勤務形態一覧表を添付（参考様式１） |
| ５ | 資格を証するものの写し | □ | ＊該当資格証等のみの写を、氏名を記載した順にそろえて添付◇代表者◇管理者◇介護支援専門員：介護支援専門員証の写（顔写真が入ったもの） |
| ６ | 管理者経歴書※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要変更あり □変更なし □ | □ | （参考様式２） |
| ７ | 事業所の平面図※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要変更あり □変更なし □ | □ | ＊建物全体の平面図及び当該事業に関する平面図（用途・面積、専有・共有を明示したＡ４版又はＡ３版のもの）＊文字等が明確にわかること＊各室の名称、面積を明示したもの（参考様式３） |
| ８ | 設備・備品に係る一覧表※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要変更あり □変更なし □ | □ | （参考様式４） |
| ９ | 消防の立ち入り検査結果通知書の写し | □ | 事業所建物に係る検査結果 |
| 10 | 運営規程※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要変更あり □変更なし □ | □ | ＊次の内容について、具体的かつわかりやすく定めていること。１　事業の目的及び運営の方針２　従業者の職種、員数及び職務の内容３　営業日及び営業時間４　指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員５　指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額６　通常の事業の実施地域７　サービス利用に当たっての留意事項８　緊急時等における対応方法９　非常災害対策10　虐待の防止のための措置に関する事項11　その他運営に関する重要事項 |
| 11 | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要変更あり □変更なし □ | □ | ＊次の事項について、具体的かつわかりやすく記載してください。１　事業者として、利用者等からの相談・苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）・担当者の設置＊受付曜日、時間、電話番号、ＦＡＸ番号、担当者職・氏名を明記する。２　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順３　苦情があったサービス事業者に対する対応方針等４　その他参考事項（参考様式５） |
| 12 | 損害賠償発生時に対応が可能であることがわかる書類（損害保険証書の写し等） | □ | ＊当該事業所･サービスが対象であることが確認できるもの＊損害保険証書の写を用意できない場合は、申込書及び領収書の写を添付 |
| 13 | 医療機関との協定書、契約書の写し | □ | 協力病院（及び協力歯科医療機関） |
| 14 | 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要 | □ |  |
| 15 | 介護支援専門員名簿 | □ | ＊登録番号には、交付を受けた有効期間満了日前の介護支援専門員証の登録番号を記載（参考様式７） |
| 16 | 誓約書 | □ | ＊欠格事由に該当しない旨の誓約書（参考様式６－1） |
| 17 | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 | □ | （別紙３－２） |
| 18 | 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 | □ | （別紙１－３） |
| 19 | 加算の算定に係る必要書類 | □ |  |
| 20 | 提出確認票 | □ | 本票 |

※書類は、特段の定めがない限り、原則として日本工業規格Ａ４型とします。

※**すべての書類が確認できない場合は、指定（更新）申請の受付ができません。**

※**受付後、書類の補正、追加提出をお願いすることがあります。**